

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）（案）

改正案	現行
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性 IV-3-1-2 勧誘・説明態勢 (1)～(7) (略) (8) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 家計の安定的な資産形成を支援する仕組みとして、平成 26 年 1 月より導入された少額投資非課税制度（以下「NISA 制度」という。）については、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備する観点から、令和 6 年 1 月より、抜本的拡充・恒久化が行われた。具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けないこととされた。あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資枠が拡充された。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な「成長投資枠」を設けることとし、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）との併用が可能とされた。 こうした点を踏まえ、NISA 制度が、その趣旨に則り適切</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性 IV-3-1-2 勧誘・説明態勢 (1)～(7) (略) (8) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 家計の安定的な資産形成を支援する仕組みとして、平成 26 年 1 月より、<u>成人を対象とした少額投資非課税制度</u>（以下「一般 NISA」という。）が導入されている。以降、平成 28 年 4 月より、<u>未成年者を対象とした少額投資非課税制度</u>（以下「ジュニア NISA」という。）が導入され、また、平成 30 年 1 月より、成人を対象としつつ、積立投資に特化した少額投資非課税制度（以下「つみたて NISA」といい、一般 NISA、ジュニア NISA 及び つみたて NISA を総称して以下「NISA 制度」という。）が導入されている。 NISA 制度は、年間の投資上限額の範囲内で購入した金融商品について、所定の非課税期間を通じて、その収益を非課税とする制度であり、これまで金融商品に対する投資を通じた資産形成を行ってこなかった者を中心に、当該方法による資産形成を促すことを目的としたものである。 こうした点を踏まえ、NISA 制度が、その趣旨に則り適切</p>

に利用されるよう、NISA制度を利用する取引の勧誘等に関し、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」（NISA推進・連絡協議会）（以下本（8）において「ガイドライン」という。）を踏まえつつ、以下のような点に留意して監督するものとする。

① 顧客に対する説明態勢の整備

イ. 顧客の金融リテラシー向上への取組み

NISA制度は、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が想定されるところ、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけではなく、顧客の金融（投資）リテラシーの向上を図り、自らの資産形成に取り組んでもらうことが顧客・証券会社等相互の利益につながるとの観点に立って、政府等における金融経済教育の取り組みと連携しつつ、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供するように努めているか。

ロ. NISA制度に関する説明

NISA制度に係る非課税口座（以下「NISA口座」という。）開設の勧誘・申込みの受付時等に、適合性原則等を踏まえた説明がされているか。例えば、ガイドラインで説明すべきとされている事項を、必要に応じて、顧客に誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明しているか。

② 制度設計・趣旨等を踏まえた金融商品の提供

に利用されるよう、NISA制度を利用する取引の勧誘等に関し、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」（NISA推進・連絡協議会）（以下本（8）において「ガイドライン」という。）を踏まえつつ、以下のような点に留意して監督するものとする。

① 顧客に対する説明態勢の整備

イ. 顧客の金融リテラシー向上への取組み

NISA制度は、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が想定されるところ、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけではなく、顧客の金融（投資）リテラシーの向上を図り、自らの資産形成に取り組んでもらうことが顧客・証券会社等相互の利益につながるとの観点に立って、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供するように努めているか。

ロ. NISA制度に関する説明

一般NISA及びつみたてNISAに係る非課税口座並びにジュニアNISAに係る未成年者口座（以下これらを総称して「NISA口座」という。）開設の勧誘・申込みの受付時等に、適合性原則等を踏まえた説明がされているか。例えば、ガイドラインで説明すべきとされている事項を、必要に応じて、顧客に誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明しているか。

② 制度設計・趣旨等を踏まえた金融商品の提供

NISA制度が家計の安定的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨やNISA制度を利用する顧客の目的等を考慮しつつ、適合性原則等を踏まえて真に顧客の安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行っているか。

なお、顧客の安定的な資産形成に資するかどうかの判断にあたっては、個別の商品の特性だけでなく、顧客のポートフォリオ全体のバランスに十分留意する必要がある。また、NISA制度の趣旨等に鑑み、NISA口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘は顧客の資産形成につながらないことから、こうした勧誘行為が行われていないかについても留意して監督を行うものとする。

③ ジュニアNISAについて留意すべき事項

平成28年4月より導入された未成年者を対象とする少額投資非課税制度（以下「ジュニアNISA」という。）については、令和5年12月をもって新規口座開設・新規買付けが終了している。ただし、ジュニアNISAに係る未成年者口座（以下「ジュニアNISA口座」という。）においては、その口座開設者が18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているところ、親権者等によって仮名口座として利用されるといったことのないよう留意する必要がある。こうした観点から、例えば、ジュニアNISA口座開設者の年齢等に応じて取引残高報告書等を当該口座開設者本人宛に送付することや、ジュニアNISA口座の払出し時に、当該口座内の資金が口座開設者本人の資金であり、本人のために利用

NISA制度が家計の安定的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨やNISA制度を利用する顧客の目的等を考慮しつつ、適合性原則等を踏まえて真に顧客の安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行っているか。

なお、顧客の安定的な資産形成に資するかどうかの判断にあたっては、個別の商品の特性だけでなく、顧客のポートフォリオ全体のバランスに十分留意する必要がある。

③ ジュニアNISAについて留意すべき事項

ジュニアNISAが未成年者向けの制度であることを踏まえ、ジュニアNISA口座が、親権者等によって仮名口座として利用されるといったことのないよう留意する必要がある。こうした観点から、例えば、ジュニアNISA口座開設者の年齢等に応じて取引残高報告書等を当該口座開設者本人宛に送付することや、ジュニアNISA口座開設時や払出し時に、当該口座内の資金が口座開設者本人の資金であり、本人のために利用される旨の確認を行うことといった、適切な口座管理がなされているか。

される旨の確認を行うことといった、適切な口座管理がなされているか。